野焼きは法律で禁止されています！

野外焼却、いわゆる「野焼き」は、ばい煙の発生だけでなく、悪臭や有害物質「ダイオキシン類」等の発生や火災の原因にもなるため、一部の例外（下記参照）を除き廃棄物処理法で禁止されています。これに違反した場合、**５年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれらの併科**に処せられます。また、法人の場合は**３億円以下の罰金**が科せられます。

【例外的に野焼きが認められる場合】

１．風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（例：どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など）

２．農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例：農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却など）

３．たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
（例：たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却など）

※「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことで、周辺住民から苦情が生じた場合は軽微な焼却とは認められませんのでご注意ください。

☆上記の焼却に、ビニールやプラスチック類が混ざらぬよう、気をつけてください。
☆また、風向きと時間帯を考え、燃やしたまま放置しないようにしましょう。

※軽微な焼却についても、火災と紛らわしい煙など発生するおそれのある行為については、消防署への届出が必要となります。
これは、煙を火災と間違えて119番通報したりすることを避けるためのもので、消防が野焼きをしてもいいと認めているものではありませんのでご注意願います。

お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ　電話 5-1112　告知端末機 5-8812

７月は“社会を明るくする運動”の強調週間です

本運動推進に向けた内閣総理大臣のメッセージをご紹介いたします。

第70回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
に向けて

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まり、毎年多数の御参加を得ながら広がり、本年、記念すべき第70回目を迎えました。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを再び地域の輪に迎え入れ、責任ある社会の一員となるよう支えることで、誰もがやり直し、活躍できる社会を構築することが重要です。保護司を始め地域の皆様が中心となり、国、地方公共団体、民間が“Hand in hand”、共に手を携え、更生保護のネットワークを広げるべく取り組んでいます。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、世界から集う多くの方々が、我が国において、温かな励ましの笑顔にあふれた「明るい社会」、誰もが「ＲＥ：スタート」できる社会を体感していただくことは、世界平和に通ずるものと確信しております。

“社会を明るくする運動”の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々が本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

お問い合わせ先：社会を明るくする運動幌延町実行委員会（住民生活課 生活グループ）
電話 5-1112　告知端末機 5-8812